



事務連絡
令和2年5月21日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校
及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送
付について（5月21日時点）

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施については、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知）及び「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について」（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通知）等により随時その留意事項等について示してきました*。

これらに関しては、更に「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（5月13日時点）」（令和2年5月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡別紙）を示していましたが、今般、別紙のとおり更新しましたので参考としてください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省担当課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

**新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校
及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & A**

(令和2年5月21日時点)

<目次>

※下線を引いている問が前回から更新、追加したものとなります。

I 学校再開について**【保健管理等に関すること】**

- 問1 3つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいか。
- 問2 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。
- 問3 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。
- 問4 児童生徒等の健康管理はどのように行うか。
- 問5 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。
- 問6 感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。
- 問7 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうなるのか。
- 問8 新型コロナウイルス感染症に感染したかどうかはわからないものの、発熱で学校を休んだ児童生徒等の再登校のための基準はあるか。【新規】
- 問9 換気は、具体的にどのようにすればよいのか（頻度等について）。
- 問10 窓のない部屋ではどうしたらよいか。
- 問11 体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。
- 問12 消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。
- 問13 学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいか。
- 問14 どのような場面でマスクをすればよいか。
- 問15 学校においてマスクが足りない場合、国から送付されたものが余る場合にはどのように対処すべきか。
- 問16 手作りマスクを用意できない家庭もあるのではないか。
- 問17 手指用の消毒液が足りない場合、学校においてどのように対処すべきか。
- 問18 マスク、消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に当たって国からの支援はあるのか。
- 問19 海外から帰国した児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合、その期間は欠席となるのか。
- 問20 患者が出た際の文部科学省への報告はどのようにしたらよいのか。
- 問21 スクールバスの運行に際してどのような点に留意すべきか。また、スクールバスの運行に当たって国からの支援はあるのか。
- 問22 児童生徒等の定期の健康診断はどのように実施すればよいか。
- 問23 教職員の健康診断はどのように実施すればよいか。
- 問24 職員室等における教職員の勤務に際してどのような点に留意すればよいか。

- 問 3 9 職業教科における実習等の指導においては、どのようなことに留意する必要があるか。
- 問 4 0 学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、自立活動の指導を行う場合に留意することは何か。
- 問 4 1 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。
- 問 4 2 令和 2 年度の全国学力・学習状況調査はどのようなものか。
- 問 4 3 令和 2 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査はどのようなものか。

【入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること】

- 問 4 4 入学式や始業式の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。
- 問 4 5 修学旅行の実施について、文部科学省はどう考えているか。
- 問 4 6 修学旅行を中止又は延期した場合のキャンセル料等については、国として支援してもらえるのか。
- 問 4 7 海外への修学旅行や研修旅行について。
- 問 4 8 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。
- 問 4 9 3 月 2 4 日の事務次官通知において、「その他の学校行事についても、（略）それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じ」とあるが、具体的にはどういった工夫が考えられるのか。

【部活動に関すること】

- 問 5 0 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。
- 問 5 1 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。
- 問 5 2 今年の夏のインターハイや全国中学校体育大会の中止に伴う代替案としての地方大会の開催に向けた検討について。
- 問 5 3 学校再開に伴う部活動改革の推進について。

【学校給食に関すること】

- 問 5 4 給食当番など配食を行う児童生徒にマスクは必要か。
- 問 5 5 給食の会食時の留意事項はあるか。

【公立学校の教職員の出勤等のサービスに関すること】

- 問 5 6 学校再開後において、公立学校の教職員の出勤等のサービスはどのように取り扱われるのか。

【放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること】

- 問 5 7 学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ等において密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要ではないか。

- 学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討することが重要となります。
- その上で、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することが考えられます。

(各学校行事における工夫の例)

※例であり各学校の実態に応じ適切に判断することが重要となります。

- ◆ 儀式的行事（着任式・離任式、新入生との対面式など）
 - ・ 離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりする など
- ◆ 文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など）
 - ・ 小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする
 - ・ 学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など
- ◆ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）
 - ・ 健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなるよう十分配慮する
 - ・ 避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする など

※運動会については、前問をご確認ください。
- ◆ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事（次官通知別添1のIの3に示すところに加えて）
 - ・ バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など
- ◆ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）活動
 - ・ 大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
 - ・ 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する など

担当：初等中等教育局教育課程課（内2903）

【部活動に関すること】

問50 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

- 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月24日の通知で示した事項※を着実に実施するとともに、以下の事項について、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等においても着実な取組を行うことが必要と考えます。
- ・ 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
 - ・ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。
 - ・ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
 - ・ 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
 - ・ 活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。
- なお、感染拡大防止等の観点から、臨時休業を行う学校においては、従前通り、部活動は自粛すべきものと考えます。

※「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日文部科学事務次官通知）抜粋

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html

4. 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

問5 1 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。

○ 全国的なスポーツ・文化イベントについては、文部科学省としては、専門家会議の見解を踏まえ、3月20日及び5月4日の事務連絡において各種イベントの取扱いを示したところです。この趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村の教育委員会においては、感染の拡大防止の観点から、部活動の地方大会の概要（競技種目、開催日程、開催場所、参加校数や人数など）を把握するとともに、地域の感染状況等を踏まえ、大会規模に応じ大会の主催者に対して、感染リスクへの対応が整わない場合は、引き続き慎重な対応が求められることを周知徹底するようお願いします。

○ 学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断するようお願いします。仮に、大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じることが必要と考えます。

また、対外試合や校外での合宿等についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることが必要と考えます。

（参考）

- ・ 各種スポーツイベントの開催に関する考え方について（令和2年3月20日時点）
https://www.mext.go.jp/content/20200320-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf
- ・ 各種文化イベントの開催に関する考え方について（令和2年3月20日時点）
https://www.mext.go.jp/content/202000320-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- ・ 5月4日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の延長等について（令和2年5月4日時点）
https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

問5 2 今年の夏のインターハイや全国中学校体育大会の中止に伴う代替案としての地方大会の開催に向けた検討について。

○ 先般、今年の夏のインターハイや全中大会については、主催者において、全国的な感染状況等を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に考慮して、中止の決定がなされたところです。部活動に参加する生徒の大きな目標の一つである夏の全国大会が春の全国大会に

続き中止となったことは、部活動に参加する生徒にとっては極めて残念なことであり、大会関係者にとっては苦渋の決断であったと考えます。

- 特に、熱心に部活動に取り組んできた最終学年の生徒にとっては、これまでの活動の集大成の場が失われてしまうこととなるため、生徒の意向や心情を踏まえ、中止となった全国大会に代わり3年生が出場できる何らかの地方大会（都道府県単位などの大会）の実現に向けて、スポーツ庁として、どのような支援を実施できるか検討を進めたいと考えております。
- このような考え方の下、4月30日付けで、スポーツ庁から「部活動における今夏の全国大会の中止に伴う各地域での代替案の検討について（依頼）」通知を発出したところです。今後、各地域の感染状況の推移を十分に見極めつつ、部活動を含む学校教育活動が安全に実施できるような状況となることが前提ですが、各地域での地方大会の実現に向けて、後日、各都道府県の教育委員会を通じて、関係団体のお考えや要望などをお伺いする予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

問53 部活動の再開と部活動改革の推進について。

- 部活動に関する業務は、従来から、教師の長時間勤務の主な要因の一つであるとの意見があることや、感染拡大防止の観点から、従来よりもきめ細かい部活動の管理が教師に求められることを十分に考慮し、学校の管理職においては、ガイドラインに準拠した活動時間や週休日を設定したり、部活動に係る校務分掌において教師の業務量や意向を踏まえた配慮を行うなど、部活動が教師に過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。
- また、学校の設置者においても、部活動における感染防止対策を講じるとともに、学校の働き方改革も十分に考慮して、部活動指導員の配置、合同部活動の推進、部活動の段階的な地域移行、地方大会の見直しなど、教師の負担軽減に資する部活動改革を積極的に実施していただくようお願いします。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

【学校給食に関すること】

問54 給食当番など配食を行う児童生徒等にマスクは必要か。